

# 国、宮城県、関係市町による住民相談窓口の設置

## 宮城県及び関係市町における対応

- 宮城県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

## 国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- わさいセンターでは、宮城県及び関係市町の問合せ対応を支援。

## 原子力事業者（東北電力）における対応

- 原子力事業者（東北電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要    | ⑤住民等がとるべき行動     |
| ②事故の状況と今後の予測    | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況      |                 |



## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

### ＜対応のポイント＞

1. PAZ内小・中学校の児童等について、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護対策施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所、避難所受付ステーション、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

おながわちよう

いしのまきし

# 宮城県、女川町及び石巻市における初動対応

- 宮城県は、警戒事態で、宮城県庁に警戒本部を設置し、要員約40名が参集。
- 女川町及び石巻市は、警戒事態で、各役場、役所に警戒本部を設置し、女川町約50名、石巻市約470名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部（現地災害対策本部）を設置。
- 警戒事態で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、宮城県、女川町及び石巻市は、一時集合場所、小・中学校に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を一時集合場所に速やかに配置し、一時集合場所の開設準備を開始。
- 女川町及び石巻市は、各集落の消防団等と情報共有を図り、各集落の地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。

